

令和 2 年（2020 年）大分県産業連関表 作成概要

1 作成基本方針

令和 2 年大分県産業連関表（以下、令和 2 年表という）作成における概念、定義等については、総務省等が作成する「令和 2 年（2020 年）産業連関表」（以下、全国表という）に準拠した。

2 対象期間・範囲及び記録の時点

(1) 対象期間

令和 2 年（2020 年）1 月から 12 月までの 1 年間を対象とした。

(2) 範囲

大分県内で行われた生産活動及び取引を範囲とした。

(3) 記録の時点

「発生主義」を原則とし、生産活動及び取引が実際に発生した時点で記録した。

3 評価方法

(1) 取引活動の大きさは、実際に取引された価格（実際価格）で評価した。

(2) 輸出入品の価格評価は、普通貿易の輸入品は C I F 価格、普通貿易の輸出品は F O B 価格により評価している。

C I F (cost insurance and freight) 価格とは、国際貨物運賃及び保険料を含む、輸入時点の価格である。F O B (free on board) 価格とは、輸出港・空港までの商業マージン及び国内貨物運賃を含む、輸出時点の価格である。

4 産業連関表（取引基本表）の基本構造

(1) 産業連関表（取引基本表）は、〔行〕商品×〔列〕アクティビティ（又は商品）の表として作成した。同一事業所で複数の生産活動が行われている場合は、それぞれの活動を異なる部門に分類している。

(2) 平成 27 年表と同様、「生産者価格評価表」で作成した。

生産者価格評価表とは、各財・サービスの投入・産出額をすべて生産者価格（工場渡し価格）で評価し、生産者から消費者へ至る間に付加された流通コスト（商業マージン、貨物運賃）は、商業部門及び運輸部門（いずれも行部門）に一括計上するという取り扱いをした表をいう。

これに対し、各財・サービスの投入・産出額を、すべて流通コストまで含めた購入者価格で評価した表を「購入者価格評価表」という。

(3) 各取引額は、実際に取引される額の大きさを的確に表すため、消費税を含む税込み額で表している。消費税の納税額は、粗付加価値部門の「間接税（関税・輸入品商品税を除く。）」に計上している。

(4) 移輸入に関する表章上の取扱いについては、平成 27 年表と同様、「地域内競争移輸入型」と

した。「競争移輸入型」とは、同じ種類の商品について、県産品と移輸入品の区別を行わず、一括して扱うものをいう。これに対し、同種の品目であっても、県産品と移輸入品を区別して需要部門に配分する方式を非競争移輸入型という。

5 部門分類

- (1) 産業連関表を構成する部門のうち、行部門（ヨコ）は、商品の販路構成を表す部門であることから、原則として商品により分類した。一方、列部門（タテ）は、生産活動ごとの費用構成を表すものであることから、原則として「生産活動単位」、いわゆるアクティビティ・ベースで分類した。ただし、1つのアクティビティが1つの商品に対応する部門は、列部門も商品により分類している。

部門の定義、範囲等は「令和2年（2020年）産業連関表作成基本要綱」（産業連関部局長会議）に準じている。

- (2) 産業連関表を表す上で最も詳細な分類である「基本分類」は、〔行〕445部門×〔列〕391部門とした。
- (3) 統合分類は、アクティビティが類似している部門を統合したものであり、大分県では、統合小分類（190部門）、統合中分類（105部門）及び統合大分類（36部門）を設けた。

また、取引基本表を一覧性の高い形で表すことを目的として、統合大分類をさらに集約し、15部門分類を設けた。

- (4) 基本分類及び統合小分類（190部門）は全国表と同じであるが、統合中分類（105部門）及び統合大分類（36部門）、15部門分類については、大分県独自の分類である。（※令和2年（2020年）大分県産業連関表部門分類表を参照。）

なお、今回の令和2年表、前回表（平成27年表）における基本分類及び統合分類の部門分類数は以下のとおりである。

	平成27年表	令和2年表
基本分類（行）	509	445
基本分類（列）	391	391
統合小分類	190	190
統合中分類	104	105
統合大分類	36	36

- (5) 部門分類の見直しは、全国表の部門分類の見直しに準拠している。大分県独自の見直しは行っていない。

詳細については、「令和2年（2020年）産業連関表（-総合解説書-）」を参照のこと。

- (6) 最終需要部門と粗付加価値部門は、原則として、県民経済計算と整合性のとれた分類とした。ただし、「家計外消費支出」を最終需要部門及び粗付加価値部門に設ける。

6 特殊な扱いをする部門

(1) 帰属計算

帰属計算とは、具体的な取引は行われていないものの、効用が発生し受益者が存在する場合、又は生産活動や取引の大きさを直接計測できない場合に、類似の商品に係る市場価格で評価する等の方法により記録することをいう。

令和2年表では、次の項目について帰属計算を行った。

- ① 金融仲介サービス
- ② 生命保険及び損害保険の保険サービス
- ③ 持家住宅及び給与住宅等に係る住宅賃貸料

(2) 仮設部門の設定

内生部門は商品又はアクティビティに基づき設定しているが、その中には、独立した1つの産業部門とは考えられないものが含まれている。これらは、産業連関表の作成・利用上の便宜等を考慮して「仮設部門」として設けたものである。仮設部門には、粗付加価値額を計上しない。

令和2年表では、次の部門を仮設部門とした。

- ① 鉄屑、非鉄金属屑及び古紙
- ② 自家輸送（旅客自動車、貨物自動車）
- ③ 事務用品

(3) 屑・副産物

産業連関表においては、1つの生産活動からは1つの生産物しか生産しないと考えているが、現実には、生産工程で別の生産物が生産される場合がある。その生産物を主産物として生産する部門が別に存在する場合は「副産物」といい、ない場合には「屑」という。

屑・副産物については、全国表と同様にマイナス投入方式(ストーン方式)により処理した。

ストーン方式とは、副産物や屑の発生額を発生部門にマイナス計上し、一方ではその副産物・屑を原材料として投入する部門にプラス計上することにより、差し引きの生産額をゼロとする方式をいう。

(4) 商業部門と運輸部門

通常の経済取引においては、生産者と需要者が直接取引することは少なく、取引は、一般的には商業及び運輸部門を経由して行われる。これを取引の流れに従って忠実に記録しようとすると、産業間取引の実態は非常に分かりにくいものとなる。

このため、産業連関表では、取引は供給部門と需要部門の間で直接行われたように記述し、その上で、商業マージン及び貨物運賃を需要者の経費として一括計上することとしている。

(5) コスト商業とコスト運賃

コスト商業とは、生産コストとして生産者出荷価格に含まれている商業活動の費用及び中古品の取引に伴う商業マージンをいう。中古品自体は生産物ではないが、中古品の取引に伴う商

業活動は当該年次の活動であるため、その取引マージンのみを「コスト商業」として、商業部門の国内生産額に計上した。

コスト運賃とは、生産コストとして生産者出荷価格に含まれている運送活動の費用及び非商品に係わる運送費用をいう。これらは「コスト運賃」として、国内生産額に上乗せする。

(6) 建設部門

建設部門（建設補修を除く。以下同じ）では、建設現場を事業所としてとらえ、県内の建設現場で行われた建設活動を県内生産として計上している。このため、県内における建設需要は県内生産額と一致することとなり、移出や移入は存在しないものとして扱っている。

(7) 物品賃貸業

物品を使用した部門に経費を計上する「使用者主義」と、物品を所有する部門に経費を計上する「所有者主義」の二つの考え方が存在する物品賃貸業については、平成 27 年表では所有者主義により推計していたが、令和 2 年表の作成にあたっては、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースに分けたうえで、ファイナンス・リースのリース資産計上分については、使用者主義に変更した。

対象は、①産業用機械器具（建設機械器具を除く。）賃貸業、②建設機械器具賃貸業、③電子計算機・同関連機器賃貸業、④事務用機械器具（電算機等を除く。）賃貸業、⑤スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業、⑥貸自動車業である。

なお、不動産賃貸業及び労働者派遣サービスについては、平成 27 年表と同様に所有者主義で推計した。

（注）「使用者主義」とは、物品を使用した部門（使用者）に経費を計上する考え方である。この場合、賃借を受けた物品に係る経費の一切を、物品を使用した部門に計上することとなり、賃貸活動は、部門として成り立たない。これに対して、「所有者主義」とは、物品を所有する部門（所有者）に、その経費等を計上する考え方である。この場合、物品賃貸収入の総額が物品賃貸部門の生産額となり、各生産部門は物品賃貸料（支払）を物品賃貸部門からの中間投入として計上する。

(8) 分類不明

「分類不明」は、他のいずれの部門にも属さない財・サービスの生産活動を範囲とするものであり、産業連関表では、このような意味合いのほか、行及び列部門の推計上の残差の集積部門としての役割を持たせている。

7 2008SNA への対応

全国表においては、SNA との整合性を図るため、2008SNA の概念を順次取り入れているため、全国表に準じている大分県表においても同様に対応した。主なものは次のとおりである。

- ・ 娯楽作品原本の県内総固定資本形成としての計上
- ・ リース区分に応じた計上
- ・ 建設・不動産部門の推計の精緻化

8 作成方法

(1) 推計資料

国や県が調査・公表している統計資料のほか、「経済センサス-活動調査」（組替集計結果）、「生産動態統計調査」（組替集計結果）、各都道府県が実施した「商品流通調査」などを用いた。

(2) 推計方法

① 生産額

基本的には「単価×生産数量」にて推計を行っているが、サービス業などこの方法になじまない部門については、売上高などを用いた。

また、部門の性質や資料上の制約などから直接の推計が困難なものは、全国表の生産額を直接・間接の指標を用いて按分し、大分県の値を推計した。

② 内生部門

主に全国表の数値を、間接的指標を用いて推計した。

③ 粗付加価値部門及び最終需要部門

主に全国表の数値を直接・間接的指標を用いて按分するなどして推計した。各種統計資料等から推計できる部門は、個別に推計を行った。

(3) 計数調整（バランス調整）

個々に推計した結果を集計した段階では、投入と産出のバランスが必ずしも成立していないため、計数の調整を行った（バランス調整）。

バランス調整は基本分類で実施し、数値の精度を考慮して、投入側をほぼ固定した上で産出側（最終需要部門）の数値を調整した。ただし、最終需要部門で調整できない場合は内生部門及び粗付加価値部門の数値を調整した。

9 雇用表

(1) 概要

雇用表は、産業連関表の対象となった令和2年において、各部門が投入した年平均の労働量を、従業上の地位別の年平均従業者数として、産業連関表の各部門に対応させて表示したものである。

雇用表は、令和2年の就業構造を把握できるだけでなく、産業連関表の投入構造や生産誘発額と組み合わせることで、就業係数、雇用係数、就業誘発係数、雇用誘発係数を算出できる。これらの係数を用いると、生産活動に伴う労働投入量や、生産増加による雇用誘発量を計測できる。

(2) 雇用表の作成方法

「国勢調査」「経済センサス-基礎調査」「経済センサス-活動調査」「就業構造基本調査」「労働力調査」を使い推計を行った。そして、推計した値を過去の大分県雇用表や全国表の数値と

比較し、一人当たり賃金額との整合性などを検証して従業者数や雇用者所得を調整した。

(3) 雇用表の見方

雇用表の表側の部門は、取引基本表の列部門であり、ここでは統合中分類（105 部門）、統合大分類（36 部門）、15 部門分類で作成している。

表頭は従業者の従業上の地位別内訳であり、参考として「1 人当たり有給役員・雇用者の雇用者所得」を掲載している。

なお、従業上の地位別従業者の範囲は、次のとおりである。

個人業主	個人経営の事業所の事業主で、実際にその事業所を経営している者
家族従業者	個人事業主の家族で、賃金や給料を受けずに仕事に従事している者（賃金や給料を受けている者は雇用者に分類される。）
有給役員	常勤及び非常勤の法人団体の役員であって有給の者。役員や理事であっても、職員を兼ねて一定の職務に就き、一般の職員と同じ給与規則に基づいて給与の支給を受けている者は雇用者に分類される。
常用雇用者	1 か月を超える期間を定めて雇用されている者及び1 か月以内の期間を定めて雇用されている者で前2 か月において各月それぞれ18 日以上雇用された者。この条件を満たす限り、見習い、パートタイマー、臨時・日雇など名称がどのようなものであっても常用雇用者に分類される。休職者も含まれる。
正社員・正職員	常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている者
正社員・正職員以外	常用雇用者のうち、「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」など正社員・正職員以外の者
臨時雇用者	1 か月以内の期間を定めて雇用されている者及び日々雇い入れられている者で常用雇用者以外の者

(4) その他

- a 表側の部門は取引基本表の列部門と一致しており、事業所を単位とする分類ではなく、アクティビティ・ベースの分類に対応している。

例えば1つの事業所が2つ以上の異なる製品を生産している場合、事業所ベースの分類であれば主たる生産物により産業が分類されるのに対し、アクティビティ・ベースでは、それぞれの製品ごとに産業を格付けすることとなる。

ただし、厳密にアクティビティ・ベースで従業者を区分することが困難な部門もある。

- b 雇用表は、取引基本表の作成方法との整合性に配慮して、以下の規則に基づいて作成している。

ア 労働投入量を年平均従業者数で表す。

イ 1 人が複数の事業所で就労している場合は、それぞれの事業所が属するアクティビティ上に重複計上する。

ウ 1人が同一事業所内で複数のアクティビティに従事している場合は、それぞれのアクティビティに按分して計上する。

- c 「1人当たり有給役員・雇用の雇用者所得」は、「雇用者所得 / (有給役員数+常用雇用者数+臨時雇用者数)」により計算している。

雇用者所得とは「賃金・俸給」、「社会保険料（雇用主負担）」及び「その他の給与及び手当」の合計である。

- d 「有給役員・雇用の雇用者所得」は、産業連関表の「雇用者所得」に対応し、個人業主及び家族従業者の所得は「営業余剰」に含まれている。

- e 従業者数をアクティビティ・ベースで表示することが困難な場合もあり、雇用表の人数・単価が現実の人数・単価と一致するとは限らない。そのため、雇用表は労働投入量を表す参考指標の1つとして利用する必要がある。

10 統計表

統計表の名称		統合小分類 (190 部門)	統合中分類 (105 部門)	統合大分類 (36 部門)	15 部門
取引基本表（生産者価格評価表）		—	○	○	○
投入係数表（生産者価格評価）		—	○	○	○
逆行列係数表	$[I - (I - \hat{M})A]^{-1}$ 型	○	○	○	
	$(I - A)^{-1}$ 型	○	○	○	
最終需要項目別生産誘発に関する表		—	○	○	○
最終需要項目別粗付加価値誘発に関する表		—	○	○	○
最終需要項目別移輸入誘発に関する表		—	○	○	○
移輸入係数、移輸入品投入係数等		—	○	○	○
【付帯表】雇用表		—	○	○	○

(注) 「○」は公表を行う表

11 利用上の注意

- (1) 平成 27 年（2015 年）表とは部門分類が異なるほか、概念、定義及び推計方法が変更された部門もあるため、比較には注意が必要である。
- (2) 各統計表の数値は、四捨五入のため、内訳の合計が合計欄の数値と一致しない場合がある。

12 参考（大分県における産業連関表作成の沿革）

- 1 昭和35年（1960年）表 昭和39年（1964年）11月公表
- 2 昭和38年（1963年）表 昭和41年（1966年）3月公表
- 3 昭和40年（1965年）表 昭和45年（1970年）3月公表

4	昭和45年（1970年）表	昭和49年（1974年）3月公表
5	昭和50年（1975年）表	昭和55年（1980年）2月公表
6	昭和53年（1978年）表	昭和56年（1981年）3月公表
7	昭和55年（1980年）表	昭和60年（1985年）1月公表
8	昭和60年（1985年）表	平成2年（1990年）4月公表
9	平成2年（1990年）表	平成7年（1995年）3月公表
10	平成7年（1995年）表	平成12年（2000年）3月公表
11	平成12年（2000年）表	平成16年（2004年）12月公表
12	平成17年（2005年）表	平成22年（2010年）3月公表
13	平成23年（2011年）表	平成28年（2016年）9月公表
14	平成27年（2015年）表	令和2年（2020年）3月公表
15	令和2年（2020年）表	令和8年（2026年）9月公表